



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第48号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

島根県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

（特別支援教育室） 2

教 育 委 員 会 規 則

島根県就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第2号

島根県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

島根県就学指導委員会規則（昭和49年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「19名」を「19人」に改め、同条第2項第1号中「診断、治療」を「診断及び治療」に、「5名」を「5人」に改め、同項第2号中「児童福祉施設職員」を「児童福祉施設の職員」に、「第15条に定める児童相談所職員」を「第12条の2に規定する児童相談所の職員」に、「3名」を「3人」に改め、同項第3号中「11名」を「11人」に改める。

第4条第1項中「検査及び資料」を「検査、資料」に、「若干名」を「若干人」に改める。

第9条中「島根県教育庁特別支援教育室」を「島根県教育庁特別支援教育課」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。